

平成29年12月26日 定例記者懇談会 発表
中部運輸局自動車交通部自動車監査官

一般乗用旅客自動車運送事業者(タクシー)に対する集中監査について

中部運輸局では、一般乗用旅客自動車運送事業者(タクシー)を対象として、輸送の安全確保状況の確認のため、平成30年1月に集中監査を実施することとしたので、お知らせします。

記

1. 集中監査の実施期間

平成30年1月4日(木)から1月31日(水)まで

2. 監査対象事業者

平成25年9月30日中運局公示第58号「自動車運送事業〔一般貸切旅客自動車運送事業を除く。〕の監査方針について」に基づき選定

- (1) 新規許可事業者、新たに事業を譲受した事業者
- (2) 公安委員会、労働基準監督署等から通報があった事業者
- (3) 事故や利用者等から苦情があり、監査が必要と判断した事業者
- (4) 長期間監査を実施していない事業者

3. 重点監査項目

酒気帯び・過労運転の防止、運転者の健康管理の徹底、運転者に対する指導監督の徹底、車両の点検及び整備の徹底が図られるよう、以下の項目に重点をおいて監査を実施する。

- (1) 点呼の実施状況
- (2) 運転者への指導監督状況
- (3) 健康診断、適性診断の受診状況
- (4) 勤務時間及び乗務時間に係る告示の遵守状況
- (5) 車両の点検及び整備状況

【問い合わせ先】

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官 中山・大石・石野
TEL 052-952-8038 (直通)